

平成25年第2回多賀城市議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月12日（水曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一
市民課長 菊田 忠雄
税務課長 鈴木 利秋
収納課長 木村 修
商工観光課長 鈴木 良彦
保健福祉部副理事(兼)子ども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
建設部副理事(兼)復興建設課長 熊谷 信太郎
道路公園課長 加藤 幸
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博
主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開会

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

今定例会、本日からです。審議のほうは慎重に御審議よろしく願いいたします。

これより平成 25 年第 2 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び柳原清議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

○議長（板橋恵一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

○事務局長（伊藤敏明）

ここで、諸般の報告にも記載されておりますが、全国市議会議長会定期総会におきまして、議員在職30年以上で藤原益栄副議長、議員在職25年以上で吉田瑞生議員、議員在職10年以上で森長一郎議員及び金野次男議員が表彰を受けられましたので、表彰状の伝達を行います。

初めに、藤原益栄副議長、演壇へお進み願いたいと思います。

（議長から表彰状伝達）

次に、吉田瑞生議員、演壇へお進み願います。

（議長から表彰状伝達）

次に、森長一郎議員、演壇へお進み願います。

（議長から表彰状伝達）

次に、金野次男議員、演壇へお進み願います。

（議長から表彰状伝達）

以上で表彰状の伝達を終わります。

○議長（板橋恵一）

ただいま感謝状を授与されました4名の議員の方々、本当に御苦労さまでございました。

これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第3 行政の報告

○議長（板橋恵一）

日程第3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 2 回定例会が開催されるに当たり、日ごろからの市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、報告 7 件、専決処分 2 件、人事 1 件、条例 8 件、補正予算 3 件、その他 2 件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 1 回定例会報告以降今日までの行政の概要につきまして、第五次多賀城市総合計画の施策体系別に東日本大震災からの復旧・復興事業の取り組み状況及び主要な事務事業について、その概要を報告いたします。

初めに、「政策 1 安全で快適に暮らせるまち」について申し上げます。

まず、災害対策の推進ですが、震災経験・記録伝承事業につきましては、5 月 14 日、東北大学災害科学国際研究所と事業に関する監修と震災記録情報の分析・利活用方策等に係る研究事業の委託契約を締結しました。

消防関係につきましては、平成 24 年度の石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、3 月 25 日に消防団第 3 分団の消防ポンプ自動車の更新を行いました。

防災関係につきましては、東日本大震災の体験や教訓を後世に伝承するため、震災に係る写真、体験談、取り組み等を記録した冊子、「多賀城市東日本大震災の記録」を作成し、関係機関や団体等に配付いたしました。

また、大規模災害が発生した場合における総合応援体制を確立するため、5 月 16 日に秋田県男鹿市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。

宅地かさ上げ等費用支援補助金につきましては、平成 24 年 7 月から実施し、5 月末日現在で 9 件の申請があり、700 万円の補助金を交付しております。

次に、交通安全対策の推進ですが、交通安全推進関係団体の参加、協力のもと、4 月 6 日から 15 日までの 10 日間、「春の交通安全市民総ぐるみ運動」を実施し、市内各地区において、「飲酒無謀運転根絶二らめ作戦」の街頭キャンペーン活動を展開しました。

また、「飲酒運転根絶の日」である 5 月 22 日には、飲酒運転の事故現場となった国道 45 号八幡小学校入り口交差点付近で「飲酒運転根絶大会」を実施しました。市内の飲食店約 200 カ所を訪問し、啓発チラシ、啓発グッズを手渡し、「飲酒運転をしない・させない」「運転者には酒を出さない」の遵守と協力を依頼しました。

次に、中心市街地の整備ですが、多賀城駅北地区再開発事業につきましては、多賀城駅北開発株式会社の平成 24 事業年度事業報告書並びに平成 25 事業年度事業計画及び予算書を地方自治法の規定に基づき作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、「政策 2 元気で健やかに暮らせるまち」について申し上げます。

社会福祉施設関係の災害復旧に係る修繕につきましては、明許繰越を行った保育所及び鶴

ヶ谷児童館を除き、3月28日までに全て完了しました。

健康づくりの推進ですが、5月16日、東北メディカル・メガバンク機構の「地域支援多賀城センター」が桜木三丁目に開所しました。当該機構は、被災地医療の復興と未来型医療を構築するため、昨年2月、東北大学において設立されたものです。開所式において、七ヶ浜町とともに当該機構と東北メディカル・メガバンク事業の協力協定を締結しました。この事業は、平成32年度まで国の補助を受け、宮城県内の市町村において被災地の医療復興事業を行うとともに、被災した県民の健康状態について長期的な追跡調査を行い、未来型医療を開発しようとするものです。

次に、社会保障等の充実ですが、住宅の応急修理制度につきましては、平成23年4月から受け付けを開始し、昨年1月31日までに1,687世帯の申請を受理し、5月23日をもって総額約8億2,300万円の支払いを終了しております。

宮城県から追加交付された「東日本大震災復興基金交付金」を原資とする「多賀城市被災者住宅再建総合支援制度」を新たに構築しました。この制度は、東日本大震災により被災した世帯の方で、市内において新たに住宅を建築、購入もしくは補修に係る経費及び住宅ローンの利子相当額を補助するものです。5月27日から事前相談を行っており、6月20日から申請受け付けを行う予定です。

2月から3月にかけて市内6カ所の応急仮設住宅を巡回訪問し、長期にわたる仮設住宅での生活に対して慰労と激励を行い、災害公営住宅を初めとする復旧・復興状況について報告及び意見交換を行いました。

一部損壊住宅補修工事費用補助金につきましては、平成23年11月から実施し、5月末日現在で666件の申請があり、5,962万円の補助金を交付しております。

桜木地区災害公営住宅整備事業につきましては、6月4日に安全祈願祭がとり行われ、平成26年秋ごろの完成を目指し、建設に着手しました。

次に、「政策3 歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」について申し上げます。

まず、学校教育の充実ですが、学校給食センターを含む学校教育施設の災害復旧工事につきましては、3月26日に完了しました。

学校給食費の滞納対策につきましては、滞納が続いている3世帯の保護者に対し、4月10日付で仙台簡易裁判所への支払い督促申し立てを行い、同月15日付で支払い督促が発付されました。うち2世帯については、同月25日付で分割納付に係る異議申し立てがあったことから通常訴訟へ移行することとなり、7月3日に第1回口頭弁論が行われる予定です。残りの1世帯については、不在により不送達となったことから、仙台簡易裁判所に対し再送達の上申を行う予定です。

次に、生涯学習の推進ですが、総合体育館と市民プールを含む社会教育・社会体育施設の災害復旧工事につきましては、2月27日に完了いたしました。翌3月には、復旧した施設において「文化センターまつり」「大代地区公民館まつり」が2年ぶりに開催され、多くの市民でにぎわいました。

3月17日、市民約1,000人の参加による「歓喜の歌 多賀城第九コンサート」が開催されました。出演した「多賀城第九合唱団」は昨年12月から延べ17回の練習を重ねて本番に臨み、当日はテノール歌手の秋川雅史さんも応援に駆けつけてくれました。

次に、「政策4 環境を大切に作る心を育むまち」について申し上げます。

資源循環型社会の形成ですが、災害廃棄物処理関係につきましては、山形県東根市、天童市、村山市及び河北町で構成する東根市外二市一町共立衛生処理組合において、昨年10月16日から1日約10トンの可燃性瓦れきを受け入れていただき、総量として約865トンの処理が3月5日をもって終了しました。

同様に、栃木県壬生町におきましても、昨年12月3日から1日約7トンの木くずを受け入れていただき、昨年度は約464トンの処理をしていただきました。

なお、3月末時点で約350トンの木くずが未処理であることから、今年度も引き続き可燃処理をお願いしており、7月ごろの完了を見込んでおります。

また、災害廃棄物の仮置き場につきましては、市内に15カ所設置しておりましたが、北日本自動車学院跡地を除き、5月末日までに全て閉鎖いたしました。

次に、「政策5 集い つながり 活気あふれるまち」について申し上げます。

まず、農業の振興ですが、多賀城市農業復興委員会に震災後の本市の農業経営について諮問し、将来目指すべき本市農業の姿を構想としてまとめた「多賀城市農村活性化ビジョン」と、これを一步進めた概要計画である「多賀城市農業復興プラン」の答申を3月に受けました。

また、同委員会は、その役目を終えて解散し、4月15日には大区画ほ場整備事業の円滑な推進を図る中心組織として、多賀城市ほ場整備推進委員会が新たに設立されました。なお、大区画ほ場整備事業の進捗状況につきましては、計画策定の基礎となる県営土地改良事業等の調査及び計画の実施に必要な関係農業者からの同意が98%に達し、現在、県への調査委託申請を準備しております。

次に、商工業の推進ですが、被災事業者支援事業につきましては、平成23年11月から本年5月末日までに224件の申請があり、2,160万円の補助金を交付しております。

仮設工場等貸与事業につきましては、3月27日、明月一丁目に仮設工場が完成し、4月1日から2社の事業者が入居しております。

東日本大震災復興特別区域法に基づき申請していた応急仮設建設物の設置期間延長に係る復興推進計画につきましては、4月12日に内閣総理大臣の認定を受けました。

次に、企業誘致の推進ですが、東日本大震災復興特別区域法に基づき中心市街地の商業等集積を図るまちづくり促進特区区域において、法人税等の特別控除を受けるため、調剤薬局業者より、同法第38条の指定申請が1件あり、4月26日に指定しました。

次に、観光の振興ですが、2月16日、17日の両日、奈良市の商業施設で行われた「第54回奈良市友好・姉妹都市物産フェア」に職員2名を派遣し、本市のPRや物産販売を行いました。

次に、「政策6 心がかよう地域の絆を育むまち」について申し上げます。

地域コミュニティの充実、区長設置事業につきましては、4月1日に改選期を迎えることから、平成27年3月31日までの2年間の任期で、新任区長8名、再任区長39名に委嘱状を交付しました。また、今回の改選を機に退任される8名の区長に感謝状を贈呈いたしました。

次に、「政策7 理解と信頼で進める自律したまち」について申し上げます。

まず、組織・人事マネジメントですが、災害復旧に係る地方自治法に基づく他自治体からの職員派遣につきましては、5月末日現在、全国30自治体から37名の派遣をいただいております。

次に、効果的・効率的な行財政経営の推進ですが、地域環境保全対策事業につきましては、山王地区公民館、大代地区公民館及び総合体育館の屋上に太陽光発電設備の設置が完了しました。これにより、1年間で最大約30トンの二酸化炭素ガス排出量と約89万円の電気料の削減効果が見込まれます。

平成25年度の個人住民税の納税通知書につきましては、特別徴収に係る分を5月10日に、普通徴収に係る分を6月11日に、それぞれ発送しております。

平成25年度の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納税通知書につきましては、5月10日に発送しておりますが、津波被災区域の復旧・復興に資するため、当該地区の土地・家屋の固定資産税、都市計画税については、2分の1を減額して課税をしております。

また、宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の予定区域内については、土地利用の協力を得ながら事業推進を図っていくことから、所有者からの「土地使用の承諾」を踏まえ、申請に基づき、固定資産税、都市計画税の減免を行っております。

3月14日、総合計画審議会が開催され、第五次多賀城市総合計画の土地利用構想について審議していただき、了承の答申を受けたことから、土地利用構想の一部改正を行いました。

同月、改正内容をまとめた増補改訂版を作成し、配布しました。

東日本大震災から2年を迎えた3月11日、文化センターにおいて「東日本大震災多賀城市追悼式」をとり行いました。犠牲となられた方々に対し追悼の誠を掲げ、御霊をお慰めするとともに、震災の記憶を風化させることなく、一日も早い復興への誓いを新たにしました。当日は492名が参列し、追悼と復興への祈りを込めて献花が行われました。また、追悼式会場を初め、市役所玄関ホール、山王地区公民館及び大代地区公民館に記帳所を設置しました。

3月10日に開催された復興多賀城“未来への祈り”実行委員会主催の追悼関連行事において奈良東大寺から贈られた籠松明への点火を予定しておりましたが、天候不良により実施を見合わせておりました。4月19日、多賀城政庁跡で桜のライトアップとともに東日本大震災で犠牲となられた方々への鎮魂と被災地復興への祈りを込めて、籠松明に火をともしました。

復興交付金につきましては、既に交付を受けている事業の事業費の追加を含め、5月21日に清水沢多賀城線の詳細設計を行う道路事業ほか2事業の交付申請を行いました。

最後に、政策の総合推進について申し上げます。多賀城市土地開発公社につきましては、平成 24 事業年度事業報告書、平成 25 年事業年度事業計画及び予算書を地方自治法の規定に基づき作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、第 1 回定例会以降今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、冒頭に述べればよかったのですが、ただいま 4 名の議員さん方、受賞なされたこと本当に喜んでお祝い申し上げたいと思いますし、ぜひこれからも健康に留意されて頑張ってくださいようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板橋恵一）

以上で行政の報告を終わります。

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（板橋恵一）

日程第 4、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 1 号 専決処分の報告についてであります、これは平成 25 年 2 月 8 日に発生した公用車の接触事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、報告第 1 号につきまして、資料 2 の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第 1 号関係資料。和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

1、事故発生の日時でございますが、平成 25 年 2 月 8 日金曜日の午後 1 時 11 分ごろでございます。

次に、2 の事故の状況でございますが、恐れ入りますが、2 ページ、3 ページを御参照願いたいと思います。事務連絡のために公用車を運転しておりました市職員が、多賀城市伝上山

一丁目 11 番 5 号先の第一下馬踏み切り西側付近で、市役所に帰庁するため転回を試み、停車中の相手方所有の乗用車に接触したものであります。

なお、この事故により相手方の乗用車の右側の後部ドア等が、また公用車の後部バンパーが損傷しましたが、相手方及び市職員双方ともに、けがはございませんでした。

また、大変恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。

次に、3 の事故の原因でございますが、本件事故は、市職員が公用車を後退させる際に十分な安全確認を怠ったことに起因して発生したものでございます。

次に、4 の損害賠償の額でございますが、9 万 8,211 円で、これは相手方の車両修理費でございます。なお、この損害賠償金につきましては、市が加入しております保険金から全額補填されることとなります。

次に、5 の和解についてでございますが、相手方と本件事故について、4 に掲げる損害賠償金のほか何ら債権債務がないことを相互に確認いたしまして、平成 25 年 5 月 21 日に示談が成立してございます。

公用車の運行につきましては、常日ごろの交通法規の遵守はもとより、安全運転の励行、また事故の防止について厳しく指導しているところでございますが、今回の事故につきましては、市職員が公用車の運転中の安全確認を怠ったことに起因しておりますので、この場をおかりいたしまして深くおわび申し上げるところでございます。

また、今回の事故を受けまして、職員に対しましては今後一層の安全運転の励行、事故の防止に努めるよう厳重に注意を喚起したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16 番昌浦泰巳議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

ただいま公室長は結びの言葉に、厳しく指導し、安全運転を励行するようと、そのような御説明をされました。じゃあ、一体、安全運転管理者と言われるのは市のどの部門の、どういう役職の方なのかということと、実際に職員に安全運行のための教育と言うんでしょうか、講習とかです、そういうのはちゃんとやっぴらっしゃるのかどうか、詳細に回答願います。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

まず、安全運転管理者でございますが、総務部の管財課長が安全運転管理者になってございます。

それから、市の職員に対する交通安全の研修等につきましては、総務部長から回答を願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

御質問のありました安全運転に関する活動についてでございますけれども、年間を通じて、さまざまな形で安全運転に関する教育、講習等を実施してございます。例えば、平成 24 年度の事例で申し上げますと、これは全職員を対象とした通知でございますけれども、これは 4 月に、公用車の安全な運行管理についての庁内に対する通知を出しております。これは震災以降、事故が増加してきた傾向にあったということで、全職員に対して注意喚起を行ったというものでございます。

それから、同じく 4 月でございますけれども、塩釜地区において死亡事故が多発していたという状況を捉えまして、庁内通知でございますけれども、塩釜地区の死亡事故抑止特別対策期間の周知も行ったということでございます。

それから、7 月でございますが、これは延べ 2 日間にわたりまして、職員交通安全講習会を実施して、362 名の参加がございました。

それから、9 月でございますが、これは秋の交通安全運動に絡みまして、シートベルト着用の有無の確認、それから交通ルール遵守の確認ということで、パンフレット等を配布して、全職員を対象に交通安全の周知を呼びかけた。

それら等々、この年に関しましては交通安全の通知それから注意喚起を含めまして、大体 9 件の交通安全活動を行っている、そんなような状況でございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

平成 20 年第 1 回定例会から平成 20 年第 4 回定例会までの、いわゆる和解、これ、どれだけ出ているかということと 6 件出ているんです。今いみじくも総務部長おっしゃったように、平成 23 年、事故が 3 件かな。6 月 11 日、7 月 21 日、10 月 31 日。ただ、この 3 件のうち 1 件だけは、もらい事故なんです。

具体的にちょっと言うと、平成 22 年の 6 月 30 日と、あと 23 年は申しあげましたよね。23 年は 12 月 22 日もある。物損ですね、これは。それから 24 年の 4 月 11 日と。それで、今回これを含めて 7 件のうち、もらい事故 1 件で、あとはみんな職員ですよ、原因者は。これがほとんどが停車していたり走行中に接触しているんです。

今お聞きすれば、確かに 7 月の講習は別にしても、通知とか、庁内通知とか、パンフレットだけなんです。結局、そういうふうきちんとして……、当局側としては指導しているつもりでも、こういう事故が今回も出てきた。これは根本的に何か原因がほかにあるのではないかと私疑わざるを得ないんですよ。その辺はどうお考えなんですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

いろいろな要因等が考えられるかと思います。特に 23 年度の関係につきましては、やはり職員の勤務がかなり過酷な状況に置かれていた。それから、そういった状況に置かれて注意力が散漫になっていたというふうなことも原因としては考えられようかと思っております。ただ、なかなか運転の技術といいますか、得意な方もおりますし、必ずしもそれを条件として採用しているわけではございません。それから、日常的に車を運転しているかどうかということについても、いろいろあろうかと思います。

そういったことも考慮しまして、なるべくそういったことに対する注意喚起を行っていきたいと思いますけれども、なかなかパーフェクトな状態で 1 年間を通すということが極めて難しい状況であるということで、極力そういったことがないように、今後も安全運転に対する注意喚起、それから教育を行っていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

わかりました。

これ、こういう場で本当は言いたくないことなんですけれども、私は総務課長に、竹谷さんが総務課長になってから、3 回言っているんです。職員が赤信号のとき平気で渡っていると。私、3 回言っていますからね。モラルハザードじゃないですか、職員の。現に名前は言いませんけれども、5 月 27 日の 18 時 51 分に課長級が赤信号を携帯で渡っていますよ。私、見えていますよ。これは職員のモラルハザード以外何物でもない。厳に綱紀粛正というものをきちんとやってもらわなきゃ困る。

なかなかもって 1 年間緊張を続けることできない、そういう問題じゃないと私は思っていますよ。どうですか。それに対して御答弁いただきたい。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

基本的なことに関してはおっしゃるとおりだと思います。赤信号で渡っていいとは誰も思っていないかと思うんですけれども。その辺についてはなかなか、大勢いるものですから。それから、必ずしも車を運転中のものではないということもありますので。これらについても今後しっかりと注意を喚起してまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

わかりました。

現に、公務員ですからね、法を遵守するというのがお仕事の人たちですから、どうかその辺は徹底をしていただきたいと思います。

何の法則だかちょっと私ど忘れしましたがけれども、300 の小事故、30 の中事故、そういうのが続いたその後に大事故が起きると。小さいこういう事故が起きているときに、きちんとした事故対策、それから予防というものを講じておかないと、とんでもないことになるということだけ私申し上げて、きちんとしたモラルというもの、その辺も指導していかないと、うっかりとか、まあいいだろうとか、そういう心のすきが、こういう軽微ではあるにしても、他人を巻き込んでの事故につながるといいますので、その辺はきちんと今後、うっかりということもないわけではないだろうけれども、心の構えというものも、ひとつ御指導のほどお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませつか。14 番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

お尋ねいたします。確認の意味もありますが、今回の事故は、私は特殊な事故だと思っております。けさも現場を確認に行きまして、その道路状況、事故の現場状況などを確認してまいりました。この事故が起きた際に、お尋ねしたいんですが、踏切が、これは JR 仙石線の踏切、踏切がおりていて相手方の車かとまっていたのか、あるいはまた 45 号線が赤信号であった、そのために車が踏切手前でとまっておって、それにバックで追突ですね、当てたという原因なのか。もう一つは、公用車に職員 1 人だったのか、あるいはまた同乗者がいたのか。まず、この 2 点をお尋ねいたします。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

まず、第 1 点目でございますが、踏切遮断機はおりていなかった。たまたま踏切の前で一時停止をした車両に接触したということが第 1 点目です。

それから、第 2 点目、同乗者はおりませんでした。職員 1 人で運転をしていたというようなところでございます。

○議長（板橋恵一）

雨森議員。

○14 番（雨森修一議員）

わかりました。

それで、踏切の前後での停車、一旦停止ですね、こういった特殊な、特に危険を、大災害を伴うような事故が起きる可能性が十分あるわけです。公道、それからバックしてきた道路、あれ 4 メートルありました、あるいは市の職員が車をとめていた道路は、私道ですか、公道ですか、どちらですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

その辺の私道であるかどうかというところまでは承知しておりません。申しわけございません。

○議長（板橋恵一）

雨森議員。

○14番（雨森修一議員）

そういったことを踏まえながらね。私も余り、お互いに事故とか違反行為というのは、これは完璧ではございませんので、我が身のことも考えながら運転しなければいけないんですけども、いずれにしましても、市側にとりましても、これは普通の事故じゃなしに、やはり踏切というものはしっかりと危険を伴う場所であるということ認識しながら指導に当たっていただきたい。

ただ職員に対して、あるいはまた担当課において、各自治体でも、ちょっとお聞きしておりますけれども、朝、課長さん方がきょう一日安全運転をやるんだということを合い言葉に一日が始まるというような自治体も聞いておりますが、多賀城市ではどのように、再度お尋ねしますが、やっておられるかお尋ねいたします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほどお答えしましたように、さまざまな形で安全運転に関する呼びかけを行っております。特に、毎朝の運転者の、いわゆる飲酒運転防止の関係から、アルコールのチェックの励行をさせております。そういったことも含めまして、特に飲酒運転あるいは酒気帯び運転に関しましては、特に注意をしているわけでございますけれども、車両の点検を通じて、あるいはそれらの報告を通じて、それぞれの管理者のところで安全運転に対する喚起を行っておるといふような状況でございます。

○議長（板橋恵一）

雨森議員。

○14番（雨森修一議員）

わかりました。

この間、3日、4日前、早朝に下馬の交差点で高校3年生の学生の死亡事故が起きた。あるいはまた、これも交通死亡事故扱いになっておりますけれども、多賀城生協の前の道路から入った駐車場で、やはり死亡事故が起きている。そういうことで、最近、多賀城市内も非常に交通死亡者が出ております。くれぐれも、そういったことを踏まえながら、第3、第4を出さないように、チェックしていただきたい、そのように要望いたします。終わります。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

きょうはこの問題、余りと思っておりましたが、先ほど現認書で、市道か市道でないかわか

らないような現認書はあり得ない。これはきちっとしなければいけないですよ。それから、1人体制だということ。公用車は2人体制でやるとかということをしなければ、こういう事故は発生する。バックでやっているんです。バックのとき裏を見ていなかったら、当たりますよ。当たり前のことです。そういう私は注意義務、公用車の運転に対する体制の問題をきちっとしないと、こういう事故は発生してくるんじゃないのかと。特にここは踏切のところで、1人でやったらバックは見えませんよね、なかなか。2人体制なら、1人が後ろで安全確認をすれば、こういう事故は起きない。

ですから、その辺も全体的に考えたらいいんじゃないかと思うんです。公用車運転に関することについては。例えば、必ず複数でやれ、それで安全確認は必ずしなさい、バックの場合は、そういう徹底した指導が、私はこういう事故から見て必要じゃないかと思います。それと、現認書は、きちっと市道なのか私道なのか、その辺もきちっと。何のためにここに用件で行ったのか、そういう面もきちっと、現認書ですから、説明することが私は大事じゃないかなと。

職員1人でやったということは、バックでの事故ですから、2人体制であれば、この事故は防げたんじゃないのかという思いもありますので、その辺についても、これからの検討課題にしていきたい。

私道なのか市道なのかについては、わかれば答弁願いたいし、今後は現認書はきちっと文に書いて提出するようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

まず、市道か私道かということでございますけれども、これにつきましては私道だということでの確認がとれましたので、回答いたします。

それから、今後の職員が1人で運転するというようなことでございますけれども、業務内容に当たりましては、複数での運転が望ましいとは思いますが、なかなか複数での運転という部分がきちんと、定数の関係で、そのときそのときの状況に応じて、1人で運転せざるを得ないときもあろうかとは存じますが、できるだけ複数で運転できるような体制というものを考えていきたいとは考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今後ひとつ現認書の場合は、そこはきちっと、質問じゃなく、きちっとわかるように記載するようにしてほしい。これは今回だけじゃなく、これからの問題についてはそうしてほしいと思います。

それから、1人でなければいけないときがあると思いますが、基本的には2人体制でいくんだというぐらいの気持ちがなければ、この改善はできないと思います。そのぐらいの、公

用車の交通事故に対しての配慮、気持ちの持ち方。「1人でなきゃいけないんだよね」じゃだめだと思います。やはり基本的には2人体制でいこうという、物の決め方だと思うんです。そして交通事故をなくしていくということが大事なんじゃないかと思うんですけれども。

今、公室長、1人の場合があると言うけれども、基本的には2人で行くんだというぐらいの私は取り決めなり内規をつくっておいたほうがよろしいんじゃないかと思いますので、これから庁内で検討することにしていただきたいと思いますが、私はそういう思いがあります。それが大事だというふうに認識しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

あとごさいませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（板橋恵一）

日程第5、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成24年度多賀城市一般会計歳出予算のうち多賀城駅前警察官立寄所新築事業ほか29件に係る経費16億4,321万4,711円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、資料1の4ページをお開きください。

今回、平成24年度多賀城市一般会計において繰越明許費の設定をした事業のうち平成25年度に繰り越しをした事業は、4ページから7ページまでの繰越明許費繰越計算書に記載しております30事業になります。

ここで、大変恐縮でございますが、資料2を御用意いただきたいと思ひます。

資料 2 の 4 ページ、5 ページをお開きください。

こちらに繰越事業の繰り越し理由、完成・完了期日等を一覧表で記載してございます。

今回新たに、繰り越し理由を 5 ページ下段にある凡例により 1 番から 5 番の番号で分類させていただきます。

なお、各個別の説明は省略させていただきたいと存じます。

ここで、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いしたいと存じます。資料 2 の 5 ページの上段、8 款 4 項都市計画費の 3 行目にございます宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の完成・完了期日が平成 25 年 6 月末日予定となっておりますが、正しくは平成 25 年 12 月末日予定となりますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 6 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（板橋恵一）

日程第 6、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計歳出予算のうち下水道事業全体計画見直し事業ほか 21 件に係る経費 22 億 5,221 万 9,194 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、この資料の 10 ページをお願いいたします。

平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計において繰越明許費の設定を行った事業は、ここに記載してございます 22 事業でございます。

大変申しわけございません。ここで訂正がございます。上から 2 番目、2 行目の中央雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業、金額が 700 万円となっておりますが、720 万円の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

繰り越し理由につきましては、繰越明許費の設定の際に説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

なお、これら繰越事業の詳細及び完成・完了期日につきましては、資料 2 の 6 ページから 8 ページに一覧表を掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

部長、左の財源の内訳、350 万円ずつというのは、どっちが 20 万円ふえるんですか、これ。

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

先ほどの訂正の部分。

○議長（板橋恵一）

720 万円に訂正したでしょう。そうすると、左の財源の内訳というところは。

○建設部長（鈴木 裕）

これは半分ずつ、360 万円ずつという形になります。したがって、収入、特定財源が 360 万円で、国庫支出金が 360 万円という形になります。済みません。以上です。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

ここで、10 分間の休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 12 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

資料 1 の 10 ページをごらんいただきたいと思います。先ほど下水道の繰越明許費繰越計算書の説明の中で間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思います。先ほど、2 行目の中央雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業につきましては金額を訂正させていただきました。700 万円から 720 万円ということで訂正させていただきましたが、その右側にある内訳につきましては、繰り越した額は 700 万円が変わりはありませんので、財源も 350 万円、国庫支出金も 350 万円ということで変更はございません。改めて訂正させていただきます。よろしくひとつお願いします。

○議長（板橋恵一）

総務部長、補足、今のやつ。総務部長。

○総務部長（内海啓二）

ただいま建設部長が申し上げた箇所でございますけれども、これ議案書でございますので、これにつきましては訂正方、取り扱いをお願いしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

ただいまの総務部長の発言に対して、何か。議案書の差しかえだけでよろしいですか。何かございますか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

議案書ですので、金額の訂正であれば、差しかえる、全部というのは大変ですから、そこだけ正誤表をつくってやるという方法をとったらいんじゃないかなというふうに思います。当局のほうでそれで問題はないというのであれば、そのようにしたほうがよろしいんじゃないか。これがひとり歩きしちゃうとまたまずいので、そういうふうな手続をしたらよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

そのようにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

これ余り、事務的なことなので質疑はしたくないんですが、少なくとも議会に出す議案書ぐらひは徹底したチェックをして出してほしいと思っております。もと予算が訂正なんて、あり得ない。もと予算が。繰り越しはあり得るかもしれないけれども、これは徹底したチェック機能を高めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

ただいまの訂正に関して、資料の差しかえだけでよろしいでしょうか。8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

そもそも、先ほどの議決が効力があるのかどうかというの、私よくわからないんだけども。議案自体を口頭で訂正して、ちょっとそれ自体も竹谷議員が言うように、そんなことがあり得るのかという気もするし、間違っただけ資料をもとにして議決があったわけだね。その議決が果たして有効なのかどうかという問題も私はあるのではないかと思うんですけども、どうなんですか、その辺は。

○議長（板橋恵一）

それでもって再度、今の説明に対してもう一度お諮りをしたいと思いますので。資料の差しかえでもって議案書の訂正でよろしいでしょうかと。それで御承認していただけますでしょうか。

それでは、議案書の差しかえについてお諮りいたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、議案書の差しかえといたします。

これで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

日程第 7 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について(災害公営住宅整備事業特別会計)

○議長（板橋恵一）

日程第 7、報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をもって報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計歳出予算のうち新田地区災害公営住宅整備事業ほか 2 件に係る経費 2,038 万 3,000 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、同じ資料の 14 ページをお願いいたします。

平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計において繰越明許費の設定を行った事業は、ここに記載してございます 3 つの事業でございます。

繰り越し理由につきましては繰越明許費設定の際に説明させていただいておりますので、ここでは省略させていただきますが、これらの事業は平成 24 年 11 月 30 日に第 4 回復興交付金の採択を受け、補正予算により対応させていただいた関係から、年度内完了が見込めなかったということで繰り越したものでございます。

なお、これらの繰越事業の完成・完了期日につきましては、資料 2 の 9 ページに一覧表を掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

桜木のソニー跡地に復興住宅がこの間着工して、私たちも呼ばれをしながらお祝いを一緒にいたしました。安全祈願をしてまいりましたけれども、受注した業者が鴻池組と、それからもう一つ、仙台の事業者だということで、地元の業者がいないということに素朴な疑問を覚えたんですが、この辺の状況をちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

これは今の議題と多少違いますので、これは改めて別の機会にもう一度御質問をしてください。9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

そのことを聞きたかったのではないの。ちょっとだけ入り口で聞いたんですけども。要は、地元の業者がどういう形でかかわるべきではなかったのかなということも含めてお聞きしたかったんですが。かかわるべきというか、事業者も活用していくような方向性で今から頑張っていたきたいというようなことをお聞きしたかったんですけども、そういうことも含めて、いずれかの機会ということですか。

○議長（板橋恵一）

それもあわせて別の機会に御質問してください。

ほかに。4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

ずれていたら、ずれていたと言ってください。

先ほど、議案報告 2 号で宮内の土地区画整理事業の完了の予定ということで訂正があって、出たんですけども、今回新田と鶴ヶ谷と桜木とという話があったんですが、災害公営住宅、4 力所全てででき上がった時点で、入居を希望する 530 幾つの方々が入れられるということになると思うんですけども、新田と鶴ヶ谷と桜木は着工してということで、来年でしたかの期日を目指しますということで御挨拶もあのおきあったんですけども、宮内もあわせて最終的に災害公営住宅ができずに仮設住宅並びにみなし仮設に残られている最終的な期日というのは、どれくらいのところを見込んでいるのかなというふうにお伺いしたいんです

けれども。これもこの議案に関係なければほかでやりますので、どこかでその質問がいくというふうにだけ頭に入れてもらえれば。

○議長（板橋恵一）

というわけで、改めて御質問してください。

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

こういう質問は、説明が悪いんですよ。この事業は、こういう発注で延びたので、さっき言ったように 12 月だから延びたから、こうやるんだと。そういうことを言わないから、公営住宅全体について議論ができるものだとは勘違いしちゃうんですよ。ですから、説明のとき、例えばこういう設計業務で発注しておっただけけれども、こうなんだ、こうなっているんだという説明をきちっとすれば、もうちょっと議事整理ができると思うんです。その説明をもうちょっと。「言ったからいいっちゃ」でなく、繰越明許をやったんだから、こういう事業だったんですよということをやっぱりつけ加えて説明するということが大事じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まず、この繰り越した 3 つの事業につきましては、先ほどの説明の中で、昨年 11 月 30 日に復興交付金の採択を受けたということで 12 月に補正させていただいたということで、当然その時点では終わる見込みがないので繰り越したということになってございます。

今、竹谷議員からお話があったのは、それぞれの事業の内容ですね。内容につきましては昨年、設定した時点で説明したので省略させていただきますというふうに申し上げましたが、改めて簡単に申し上げますと、新田地区の災害公営住宅整備につきましては、これ 240 万円という設定でございしますが、これは測量作業でございします。建てる区域の測量作業に着手するというところでございまして、繰り越しさせていただきました。

あと、同じように新田地区の災害公営住宅整備に伴う附帯事業、これにつきましては 998 万 3,000 円でございしますが、これは新田の浄水場の解体の補償金算定のための調査を委託しているということでございまして、これも繰り越すということでございます。

最後の 3 つ目の鶴ヶ谷地区の公営住宅につきましては、これも同じように測量でございします。買収する地区の測量を実施するというところで、800 万円を繰り越しているということでございますので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

よろしいでしょうか。竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そういうことを最初に言っていれば、公営住宅の建設どうのこうのにはなっていないというふうに思いますので、やっぱり、補正を組んだと言ったじゃないかじゃなく、繰越明許

をしているわけですから、そこは簡単でいいから、項目的に説明するようにしてください。
お願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第8 報告第5号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（板橋恵一）

日程第8、報告第5号 繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第5号 繰越計算書についてであります。これは平成24年度多賀城市水道事業会計予算のうち建設改良費について繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業管理者に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、議案資料1の18ページ、19ページをお開き願います。

報告第5号 平成24年度多賀城市水道事業会計予算繰越計算書により御説明を申し上げます。

これは、地方公営企業法の規定に基づきまして、建設改良費のうち平成24年度内に支払い義務が生じなかった経費につきまして翌年度に繰り越すものでございます。繰越計算書に記載のとおり、19ページ表の左端の欄、翌年度繰越額、2事業合計で5,982万6,900円でございます。このうち下水道災害復旧事業に係る配水管移設補償工事でございますが、下水道事業会計での災害復旧事業の繰り越しに伴い年度内完了が困難となったことから、5,487万900円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。なお、事業の完了につきましては、平成25年9月末を予定しております。

次に、平成24年度プレハブ倉庫建築工事でございますが、工事に伴う建築確認申請や震災関連等の影響等により資機材の入手に時間を要したことから年度内完了が困難となったため、495万6,000円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。なお、事業の完了につきましては、平成25年6月末を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第9 報告第6号 事故繰越し繰越し計算書について（一般会計）

○議長（板橋恵一）

日程第9、報告第6号 事故繰越し繰越し計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第6号 事故繰越し繰越し計算書についてであります。これは平成24年度多賀城市一般会計歳出予算のうち中央公園整備事業ほか1件に係る経費1億6,129万50円を地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、同じ資料の22ページをお願いいたします。

平成24年度において事故繰越しいたしました事業2件について説明させていただきます。

8款4項都市計画費、中央公園整備事業でございますが、これにつきましては地権者との用地交渉に大変時間を要したということもありまして、契約日が平成25年3月29日というふうになってございました。したがって、その後に行う家屋等の解体が平成25年度にずれ込んだために事故繰越しいたしました。なお、事業の完了期日につきましては、平成26年3月末を予定しております。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費、道路等災害復旧事業でございますが、これにつきましては笠神一丁目地内の市道ののり面の災害復旧工事でございますが、年度内完了を目指して進めてまいりましたが、現場条件等の制約がございまして、のり面の整備の工法検討に多くの時間を要したために事故繰越しいたしました。なお、事業の完了期日につきまし

ては、本年の7月末を予定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

確認だけさせていただきたいと思います。

中央公園の、これ多分、買収の感じだと承っているわけですが、確認しますけれども、買収についての金額は決定した。地主との協定は終わった、29日に終わった、あとの受け渡しは地主との話で、解体の関係があるので時間の余裕を持って来年の3月末ということにしてあるというふうに理解しておいてよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

笠神一丁目の市道ののり面ということですね。のり面って、結構厄介なんですね。工法検討に時間を要したというんですけれども、私はのり面というのは、斜辺にして固めていくのか、あるいは直角にすばっと切っちゃってというふうな形とか、案外のり面、厄介ではあるけれども工法的なもの、検討を要したというのは、ちょっと私からすると深く理解できないと言ったらいいのか想像できないと言ったほうが早いんですけれども、その辺、なぜ検討、どういうのり面で、どういう困難があったのか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まず、私のほうからは、ここの場所につきましては、ちょうど塩竈市との行政界に当たるところということもありまして、のり面の部分が全て塩竈市ということになってございます。上の道路が多賀城市市道ということもありますので、その関係で検討を進めてまいりましたが、詳細については復興建設課長のほうから説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

復興建設課長。

○復興建設課長（熊谷信太郎）

現場条件については部長が申したとおりなんですけど、まずさまざまな工法を検討いたしました。鋼管ぐいという鋼管のパイルだったり、のり面吹きつけだったり、コンクリート製品

をいろいろ考えたわけですが、やはり現場条件が非常に狭くて重機が入らないということで、下のほうから施工ということで、のり面吹きつけというふうな、特殊ではないんですが、現場条件を考えた上で工法を検討してございました。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにご覧いませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 10 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について（下水道事業特別会計）

○議長（板橋恵一）

日程第 10、報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書についてであります。これは平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計歳出予算のうち仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金ほか 9 件に係る経費 8,945 万 1,550 円を地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定により繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、同じ資料の 26 ページをお願いいたします。

平成 24 年度において事故繰越いたしました事業は、ここに記載しております 10 個の事業でございます。

繰り越しの理由につきましては、27 ページの説明欄のほうにその概要を記載してございますが、概略的に整理させていただきますと、一番上の仙台市の関係、仙台市施工の工事の遅延によるもの、あるいは 23 年度から繰り越しているわけですが、入札不調等があって繰り越された事情ということになります。あと、支障物件の移設、あるいは関係機関との協議などに不測の時間を要したことなどによって事故繰越となったものでございます。

なお、事業の完成・完了期日につきましては、資料 2 の 10 ページのほうに一覧表を掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 11 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（板橋恵一）

日程第 11、議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法等の改正に伴い仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置等について所要の改正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、議案第 40 号の専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

資料 2 の 11 ページをお開きいただきたいと思います。

議案の説明の前に、まず専決処分の経緯について御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布されまして、同年 4 月 1 日に施行されております。これを受けまして、多賀城市税条例、多賀城市都市計画税条例の一部について改正を行ったものでございます。今回の改正に伴いまして、平成 25 年 4 月 1 日から施行する項目につきまして、多賀城市税条例、多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例といたしまして、本年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでござい

ます。

初めに、1 の改正の趣旨についてでございますが、今回の地方税法等の改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税においては、住宅ローン控除の延長・拡充などが固定資産税、都市計画税においては津波被災地域における土地及び家屋に係る課税免除等の措置の継続など行われたものでございます。これらの法改正のうち、施行期日が平成25年4月1日の固定資産税、都市計画税について本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、2 の改正の内容についてでございます。

(1) 固定資産税の納税義務者等についてでございますが、これは土地改良事業の施行に係る土地につきまして、仮換地等の指定があり、使用収益をすることができることとなった場合、貸与する従前地の所有者をもって当該仮換地等の所有者とみなし、課税することとなっております。独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業もこの土地改良事業の範囲とされておりましたが、全国的に適用件数、適用額がわずかであり、当初の施策意図に見合った効果が今後見込まれないことから、平成25年4月1日以降につきましては廃止に至ったものであり、土地改良事業の範囲から除かれましたことから、条項中の独立行政法人森林総合研究所に関する規定を削除いたすものでございます。

次の12ページをごらんいただきたく存じます。

(2) の固定資産税減額措置における経過措置についてでございます。これは、耐震改修における固定資産税の減額措置について、より改修効果の高い工事に特例の適用を集中させるという趣旨から、工事費要件が30万円以上の工事から50万円を超える工事に見直されたものでございます。これに伴いまして、当該耐震改修に係る契約日が新法施行日前であれば工事費要件を30万円以上の工事とすることから、対応する経過措置を設けたものでございます。

耐震改修減額措置の要件、範囲につきましては、まず昭和57年1月1日以前から所在する住宅が対象で、現行の耐震基準に適合する改修である必要がございます。1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税額を1年度分、2分の1に減額するものでございます。

本市における当該制度の適用状況及び今後の影響についてでございますが、本市の耐震改修減額措置の適用状況の表にありますとおり、平成21年度から平成25年度まで30万円以上の総額51戸に対しまして、そのうち50万円を超える工事は49戸となっておりますことから、ほとんどの工事におきまして50万円を超える費用となっております。改正後において大きな変化はないものと捉えております。

次の(3)につきましては、地方税法等の改正による引用条項のずれが生じたものについて整理をしたものでございます。

ここで、資料1の31ページをお開き願います。

附則について御説明を申し上げます。

第 1 条は、施行期日を平成 25 年 4 月 1 日からとしております。

第 2 条、固定資産税に関する経過措置で、第 1 項は新市税条例の規定中、固定資産税に関する部分につきましては平成 25 年度以降の年度分の固定資産税について適用いたしまして、24 年度分までの固定資産税につきましては、なお従前の例によるものと規定しております。第 2 項につきましては、耐震改修における固定資産税の減額を受けようとする者の申告における添付書類の追加措置で、新法施行日前に当該耐震改修に係る契約がなされていれば従前の工事費要件を適用するため、規定を設けております。

32 ページの第 3 条につきましては、都市計画税に関する経過措置でございます。

改正後の都市計画税に関する部分につきましては、平成 25 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 24 年度までの都市計画税につきましては、なお従前の例によるものと規定をしております。

第 2 項につきましては、都市計画税の課税標準の特例について、港湾法の一部を改正する法律施行の日の前日までは第 38 項で規定いたします特定貨物輸入拠点港湾における荷さばき施設等について特例の適用は行わないとするものでございます。

なお、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

ちょっと後学のためにお聞きしたいんですが、30 万円限度でできた耐震補強事業と 50 万円という限度でどのぐらい違うのかなということが、わかれば。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

資料 2 の 12 ページに掲載しておりますけれども、過去、21 年度から累年の 5 年間の実績出ておりますけれども、30 万円と 50 万円の状況について、どのような変化といいますか、そのことに……（「なんか、はい」と呼ぶ者あり）ちょっと質問の要旨が捉えられておりませんので、もう一度お願いします。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

どういう改修事業が 30 万円以内でというようなことがわかればなあと思ったんですが。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

住宅の耐震改修における内容については、住宅は屋根、それから床、内壁、外壁、それから開口部であるサッシ類、いろいろありますけれども、いずれにしても耐震補強というような場所を補強した場合に対象となる、こういうことでございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

具体的になかなか難しいとは思いますが、こういう工事だったら30万円以内で終わるかなとか、そういうものが……、という感じで。例えば、21年に30万円以上の人は14戸で、そのうち全部30万円以内で済んだよという……、50万円超の人が14戸ありましたよということなんですが、対象から外れる人が3戸ぐらいあるわけですね。そういう中で、お知らせしたときに、今回の税制変更なものだから、それはそれでいたし方ないということはありませんけれども、どういう状況かがわかるように市民の間に伝わっていったのかなとちょっと思ったものですから、事業をどんな改修をしたら50万円以上で、どの程度だったら30万円以内だったのかなということを知りたかったんです。具体的にわからなかったら、いいです。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

質問の趣旨がよく理解できました。

30万円から50万円、どの程度というようなことでございますけれども、具体にはちょっと、いろいろなケースがあろうかと思しますので、この場では把握し切れておりませんけれども、いずれにしても、先ほど御説明申し上げましたけれども、30万円以上の工事から50万円を超える工事に上げた理由は、より改修効果の高い工事についてということが意図、目的でございます。したがって、耐震補強に適用する、そういった意味では躯体の柱を補強するであるとか床を補強するとか、そういった30万円から50万円……。30万円といいますと、過去5年間では2件ぐらいしかなかったわけでありまして、その内容等は今後いろいろ、今までのケースも含めて、調査してみたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

1つは、資料2の11ページの改正の内容の(1)の固定資産税の納税義務者等から独立行政法人森林総合研究所に関する事業を除外したということです。これは条文に載っていても意味がないというような状態なので削除するということなんだと思うんですが、私、この名前自体を初めて聞いたような気がするんです。例えば、どこで、どういうふうな事業をやったという事例を御存じだったら、御説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

お答え申し上げます。

まず、独立行政法人の森林総合研究所という団体でございますけれども、これは茨城県のつくば市に所在しておりまして、森林及び林業に関する総合的な試験、研究を行う独立行政法人であるということで、本県宮城県においてもこの団体は所在しないということとあわせまして、土地改良事業の範囲とされておりましてけれども、施策意図に見合った効果が今後見込めないということで今回削除されたということが1つでございます。

それから、もう一点の御質問でございますけれども、港湾法の改正で、港湾法の一部を改正する法律施行、これにつきましては荷さばき施設等についての課税標準の特例の適用でございますが、これを今回改正によりまして適用は行わないということでございましたが、これについても、特定貨物の輸入拠点港湾というのが国から指定されておりまして、例えば石炭であれば小名浜港や宇部港、あるいはトウモロコシ、農産物等については北海道の釧路、鹿島港、名古屋港ということで、これについても宮城県内はいずれの港とも該当なしということで、このような改正に至ったという背景がございます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

後段は質問していなかったような気がするんですけども。質問する予定はしてはいたけれども。ありがとうございました。

それから、資料の2の12ページですけれども、(2)の固定資産税減税措置における経過措置です。これは50万円以上の耐震工事をやった場合には固定資産税の軽減措置をとるということだけれども、契約日が新法施行前であれば30万円以上であれば軽減措置をとると。だから、余り変わりはないんですけども、対象は救われる人が2件ぐらいあるということだね、このデータでいうと。それで、新法施行というのは、何の法律で、いつからのことを指しているんですか。文章の4行目なんですけれども。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

お答え申し上げます。

地方税法の一部を改正する部分で、3月末日で改正となったということで、このような適用になるということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

すると、日切れ法案で成立した地方税法の一部改正の法律のことを言っているということですね。だから、結局は大勢には影響はないんだけど、22年度で1件、25年度で1件の人がこの30万円以上という経過措置によって救済されるというふうに理解していいかどうかということなんですが。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第12 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（板橋恵一）

日程第12、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは地方税法等の改正に伴い国民健康保険税の負担軽減特例措置について所要の改正を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(板橋惠一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(鈴木健太郎)

それでは、議案第 41 号、多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず初めに、専決処分に至った経過について御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、平成 20 年度後期高齢者医療制度の創設に伴い平成 25 年 3 月 31 日までの経過措置として実施されておりました軽減特例措置につきましては平成 25 年度以降も継続されることとなり、これに関連する法律の施行日が平成 25 年 4 月 1 日であったため本条例の改正が必要となったことから、平成 25 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものでございます。

今回の改正は 2 点ございまして、1 点目は特例世帯の平等割額減額措置の延長、2 点目は保険税軽減判定の特例措置の恒久化でございます。

ここで、資料 2 の 18 ページをごらん願います。

初めに、特定継続世帯の新設による平等割額の減額措置関係について御説明いたします。

18 ページ、改正前の図をごらんください。左の図の国民健康保険 2 人世帯のうち、平成 20 年 4 月の後期高齢者医療制度創設により 1 人が、ここでは夫をとりあえず指します、後期高齢者医療制度に移行し、もうお 1 人、ここでは妻を指します、国民健康保険に残った場合、この世帯を特定世帯と申しますが、この世帯の国民健康保険税の医療分の平等割額と後期分の平等割額について、最初の 5 年間は 2 分の 1 に減額するという軽減措置が実施されておりました。

今回の改正でございますが、下の 19 ページ、改正後の図をごらんください。平成 25 年 4 月 1 日現在で 6 年目以降も国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている状態が解消されない場合は、特定継続世帯として、図に記載のとおり、4 分の 1 を減額して 3 年間延長するという規定が新設されたものでございます。

次のページ、20 ページをお願いいたします。

多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

第5条の2及び第7条の3につきましては、国民健康保険税の医療分、後期分の世帯平等割額について規定しております。

初めに、第5条の2第1号中、5年間の期間の定義を削除し、第23条で規定する保険税軽減判定の特例措置を恒久化するために条文の整理をしたものでございます。

また、後段のアンダーラインの部分及び第3号の規定は、先ほど図で御説明いたしました特定継続世帯について新たに規定したものでございます。

次の第7条の3につきましても、特定継続世帯に対応する部分を新たに加えたことによる条文を整理しております。

次に、21ページから23ページにわたる第23条につきましては国民健康保険税の7割・5割・2割減額について規定しておりますが、特定継続世帯に対応する部分を新たに加えたことによる条文の整理をしたものでございます。

ここで、資料1の35ページをお開き願います。

附則でございます。施行期日でございますが、次のページをお願いいたします、この条例は平成25年4月1日から施行するとしたものです。適応区分でございますが、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

資料の2の19ページを見ますと、特定世帯について、平成20年4月1日から平成25年4月1日まで、24年度までというふうになっていて、それが平成25年4月1日から特定継続世帯に制度が変わるかのような説明なんですよ、これだと。私は最初この図を見て、そう思っていました。ところが、20ページ、21ページを見ると、特定世帯という考え方は、それはそれで継続されるんだと。それと別個に特定世帯が5年たった人たちは、なおかつ3年延長して4分の1軽減されるんだということでしょう。そうすると、特定世帯は特定世帯で継続される、その制度は継続するんだということで、ちょっとこの図は私は誤解を生むんじゃないかと。特定世帯から特定継続世帯にあたかも制度が変わるかのように見受けられかねないんじゃないかという気がするんですが、どんなもんですかね。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは一つの例としてこのような形で表記をさせていただきましたが、あくまでも世帯として恒久化されるということになりますので、この場合ですと旦那さんと奥様ということ

になりますが、例えばお子様とおじい様が2人世帯でいて、おじいさんが後期高齢にいった場合、どうしてもやっぱり国民健康保険の加入者と後期高齢者の加入者というふうに2つの保険に加入するという状況が生まれてまいりますので、これまで特定同一世帯所属者というものを個人で定義をしていたものを今回世帯という形で定義をしましたので、この年度に限らず5年間、その状態が続けば5年間、さらにその状態が続いた場合は3年間が4分の1負担軽減されるということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

この資料がどうかという問題はあるけれども、理解はそれでいいんですね。

それで、特定世帯の平等割を2分の1減額するというのは、それはそれで理由があったと思うんです。2分の1にしたというね。特定継続世帯は4分の1にする。何で4分の1なんですかね。5年はたったけれども状態は変わっていないわけだから、4分の1にしなければならぬ理由がよくわからないんですけれども。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは激変緩和措置という考え方で国のほうでは示しているところでございます。したがって、8年間については、最初の5年間は2分の1、残りの3年間は4分の1、そして8年を経過したものについては、現段階では、通常どおりの保険税を支払っていただくということになります……。そういうことですね。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

これ自体は5年たってもさらに4分の1軽減を継続するということだから、これをやらなかったら多分いきなり軽減がなくなるということなので、それはそれでいいかなと思うんですけども、なんか説明を聞いていると、長生きする人は税金いっぱい払ってくださいみたいな話だね、今の話は。普通、一般的には、年とるほど収入は少なくなるものじゃないですか。年金だって下がっているし。ちょっとそういう話はひどすぎるんじゃないかと私は思うんですけども。ちょっと解せないな。多賀城の保健福祉部が悪いわけじゃないので。

それから、もう一つですが、この2分の1とか4分の1を軽減した財源補填は、どうなっていましたっけ。今までも説明受けたかもしれないんですが、再度お願いをしたいんですが。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

減額分については、国保税においては基本的には特例世帯以外の世帯が負担しているとい

う構造になりますが、保険税の減額、いわゆる 7 割・5 割・2 割負担の軽減をされている方々につきましては保険基盤安定基金等からで賄われますので、県 4 分の 3、市 4 分の 1 で賄われることとなります。また、これは地方財政措置が適用されるという形で、財源補填される予定です。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

それから、今説明で 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減という話が出てきました。私も何かで、新聞だったのか雑誌だったのか見て、ちょっと記憶にあるんですが、7、5、2 の軽減が恒久措置になるんだという説明が何かでありました。それは条文上はどういうふうにあられるんですか。条例上は。条例上は全然出てこなくて、税法上の関係だけなのか。その説明をお願いしたいんですけども。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほど一括して説明をさせていただきましたが、資料 2 の 21 ページ、第 23 条の中に 7 割・5 割・2 割軽減の具体的な金額が 23 ページまでに掲載されておりますので、ごらんいただければと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

ちょっと、どれが 7 割で、どれが 5 割で、どれが 2 割なの。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

済みません、21 ページ……。ちょっとお待ちくださいね。大変失礼しました。21 ページに記載している(1)が 7 割軽減、それから 22 ページの(2)が 5 割軽減、それから(3)、これが 2 割軽減の規定でございます。

○議長（板橋恵一）

あとないですか。藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

もう少し丁寧に説明してくれませんか。私、理解できないと賛成する気になれないので。だって、3 割とか 2 割とか……。もう少し丁寧に説明してください。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

大変失礼しました。

まず、23 ページ、エの（イ）特定世帯 840 円という記載がございますが、この 840 円は 2 割軽減の方々の条項になります。

それから、22 ページの……、ちょっとお待ちくださいね。

○議長（板橋恵一）

出るの、出ないの。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

失礼しました。申しわけございません。

それでは、もう一度、御説明申し上げます。

まず、21 ページの（1）でございますが、一つずつでは説明をさせていただきます。（1）のアにつきましては、通常の、7 割・5 割・2 割に該当しない方がアです。これで 2 万 328 円。それと……。

○議長（板橋恵一）

暫時休憩いたします。再開は追って連絡。

午後 1 時 18 分 休憩

午後 1 時 21 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

ただいまの藤原議員の質問に課長のほうから答えさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

国保年金課長。

○国保年金課長（高橋信子）

大変失礼いたしました。

23 条の国民健康保険税の減額、7 割・5 割・2 割の減額の方でございますが、（1）のイの部分を見ていただきたいと思います。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、2 万 328 円、これは 7 割分なんですけれども、この分を減額するということでございます。したがって、こちらの（1）につきましては 7 割減額分、それから次のページの（2）につきましては、同じように 5 割減額、それから（3）については 2 割減額に対する条文でございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

そのように減額金額をきちんと条例上も明示したので恒久化ということになったんだというふうに理解していいんだということですね。よくわかりました。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 13 議案第 42 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 13、議案第 42 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 42 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これは武藤邦幸委員の任期が平成 25 年 9 月 30 日をもって満了することから、同委員を再度推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、資料 2 の 24 ページ以降に現在の委員名簿並びに同委員の経歴書を添付しておりますので御参照願います。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案については本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案については本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに決しました。

日程第 14 議案第 43 号 町の区域を変更することについて

○議長(板橋恵一)

日程第 14、議案第 43 号 町の区域を変更することについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 43 号 町の区域を変更することについてであります。これは仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業に伴う本市と仙台市との行政界変更により本市に編入される区域の字名を隣接する本市の既存の町の名称である「町前一丁目」に変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

まず、私のほうから仙台港背後地土地区画整理事業に伴う本市と仙台市との行政界変更と実施スケジュールについて説明をさせていただきます。

さきの平成 24 年第 4 回市議会定例会におきましては、市の境界変更及びそれに伴う財産

処分に関する協議についての議案を御審議、可決いただきましたが、さきにお示ししましたスケジュールの最後の手続となりますのが今回提案しております町の区域を変更することについてということになります。

町の区域の変更に係る具体的な内容の説明は後ほど市民経済部長から説明いたしますが、初めに私のほうから、昨年 12 月の第 4 回定例会における議決後から現在までの状況について説明させていただきます。

まず、行政界変更についての状況ですが、本市の議決後、平成 25 年 2 月の宮城県議会の議決を経て、平成 25 年 4 月 20 日付で総務大臣による官報告示が行われました。この官報告示によりまして、平成 25 年 7 月 1 日から行政界変更の効力が発生することが確定いたしております。同様に、財産処分に関する協議による本市及び仙台市との財産の移動についても、行政界変更と同時に効力が発生することになっております。

本議案「町の区域を変更することについて」は、議決をいただいた後、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により、市長が編入区域字名を本市の既存の町の名称に変更する旨、当該変更の効力発生日を告示することになります。変更の効力発生日につきましては、変更の原因が土地区画整理事業に伴うものでありますので、同事業の換地処分の公告があった日の翌日ということになります。県からは、同事業が 25 年度中に完了し、換地処分公告が平成 26 年 3 月 31 日との見通しが示されておりましたことから、効力発生日については同年 4 月 1 日を予定しておりましたが、本年 5 月に県から災害復旧工事のおくれ等の理由から土地区画整理事業の事業期間が延伸する見込みであるといった連絡がございまして、現時点では平成 26 年 10 月 31 日をめどに換地処分の公告が行われ、その翌日の 11 月 1 日に効力が発生する見込みということになっております。

なお、本議案の後に御審議いただきます議案第 44 号と議案第 45 号の条例の一部改正につきましても、仙台港背後地土地区画整理事業に係る行政界の変更及びその後の町の区域の変更に伴うものでございまして、いずれの議案につきましても平成 25 年 7 月 1 日からの行政界変更、そして土地区画整理事業の換地処分の効力発生による町の区域の変更の 2 段階の変更に合わせ条例で規定されている当該区域の改正を 2 段階で行うというものでございます。

以上で私からの説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、私から議案第 43 号 町の区域を変更することについて御説明を申し上げます。資料 2 の 26 ページをお開き願います。

ただいま総務部長が御説明いたしましたとおり、昨年 12 月の第 4 回市議会定例会における仙台港背後地土地区画整理事業に伴う行政界変更の際にお示しした関係地域の境界変更概要図でございます。

このたびの行政界変更によりまして、新たに仙台市宮城野区中野字上小袋田、中野字沼頭及び中野字沼向の区域の一部が、その効力発生となる平成 25 年 7 月 1 日から本市に編入され、多賀城市中野字上小袋田などとなります。

次の 28 ページをお開き願います。

この図は、仙台市から本市に編入された位置関係をあらわしたものでございます。本市の編入された区域につきましては、仙台港背後地土地区画整理事業の換地処分の効力発生日に合わせまして、隣接する本市既存の町の名称であります町前一丁目に変更することといたしておりますことから、このたび地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料 1 の 40 ページをお開きいただきたいと存じます。

これは、ただいま御説明申し上げました仙台市から本市に編入される字名及び地番を表にした変更調書でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 44 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 15、議案第 44 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 44 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。これは仙台港背後地土地区画整理事業に伴う本市と仙台市との行政界変更並びに当該土地区画整理事業に伴う町の区域の変更に合わせて、区域の範囲について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

市民経済部長。

○市民経済部長(伊藤一雄)

それでは、議案第 44 号 多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

資料 2 の 29 ページをお開き願います。

議案第 44 号関係資料によりまして、改正する条例の内容について御説明申し上げます。

まず、多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の概要についてでございますが、東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定によりまして特定工場の緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合を市町村の条例により定めることができる工場立地に係る緑地等規制緩和の特例措置が設けられましたことから、その特例を活用いたしまして新規工場の誘致促進及び現存する工場の生産施設の増設を図ることを目的といたしまして、多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を平成 24 年 6 月 18 日に公布、施行し、環境施設、緑地の敷地面積に占める割合を 3%と緩和したところでございます。同条例におきましては緑地等規制の緩和が可能となります復興産業集積区域を地番で表記しておりますことから、区域の範囲につきまして条例の一部改正を行う必要があるため、多賀城市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

続きまして、条例案について御説明いたします。

資料 1 の 42 ページをお開きいただきます。

第 1 条の規定による改正についてでございますが、平成 25 年 7 月 1 日に仙台市から本市に編入する区域をあらわしたものでございます。

第 2 条の規定による改正でございますが、仙台港背後地の換地処分後に町の区域が変更されることに伴う改正でございます。

続きまして、附則について御説明申し上げます。この条例中、第 1 条の規定は平成 25 年

7月1日から、第2条の規定は仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業に係る土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第45号 多賀城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第16、議案第45号 多賀城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第45号 多賀城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは議案第44号同様に、仙台港背後地土地区画整理事業に伴う行政界変更並びに町の区域の変更に合わせ、仙台港背後地地区整備計画区域について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、多賀城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

同じ資料の 44 ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど議案第 43 号の町の区域を変更することについてで総務部長と市民経済部長から説明がありましたとおり、仙台港背後地土地区画整理事業に伴い本市と仙台市の行政界が変更されたことにより、変更区域に定められている地区計画についても、その位置や区域について変更が生じるため、地区計画の変更が必要となります。この条例改正と同時に都市計画上の変更も必要になりますことから、この地区計画の変更につきましては先月 29 日に多賀城市都市計画審議会において諮問し、異議なしとの答申をいただいておりますので、行政界変更の効力発生日である平成 25 年 7 月 1 日に合わせて、現在、鋭意手続中でございます。

この地区計画につきましては、都市計画法に基づき、建築物の用途等について制限するもので、中でも特に重要な事項について、建築基準法に基づき、条例において制限してございます。この建築物の制限に関する条例が今回改正する多賀城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例でございます。

改正の内容は、先ほどもお話ありましたとおり、行政界変更に伴い、都市計画変更の区域をあわせて改正するというものでございます。

資料 2 の 30 ページをお願いしたいと思います。

新旧対照表で改正の内容を説明いたします。

まず、第 1 条、別表第 1 の仙台港背後地地区整備計画区域で行政界変更前の新旧の旧のほうですが、右側ですが、旧の区域のアンダーライン部分の多賀城市町前一丁目及び宮内一丁目の各一部を新のほう、左側ですが、アンダーライン部分で、多賀城市中野字上小袋田、中野字沼頭及び中野字沼向の全部並びに町前一丁目の一部に改正するものでございます。

次に、第 2 条、下段のほうになりますが、今説明申し上げた 1 条によって改正された後の多賀城市中野字上小袋田、中野字沼頭及び中野字沼向の全部並びに町前一丁目の一部を多賀城市町前一丁目の一部に改正するものでございます。

施行日につきましては、先ほど総務部長、市民経済部長から説明ありましたとおり、2 段階での施行となりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は 1 時 55 分といたします。

午後 1 時 46 分 休憩

午後 1 時 56 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

大分議場内が暑くなってきておりますので、上着を脱いでいただいでよろしいです。クールな形で審議してください。

日程第 17 議案第 46 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 17、議案第 46 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 46 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方税法の改正に伴い、個人住民税における寄附金税額控除等について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、議案第 46 号 多賀城市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

資料 2 の 31 ページをお開き願います。

議案第 46 号関係資料について御説明をさせていただきます。

初めに、1 の改正の趣旨についてでございますが、先ほどの議案第 40 号で御承認いただきました専決処分と同様の内容となっておりますことから、省略をさせていただきます。

なお、今回の地方税法等の改正のうち施行期日が平成 26 年 1 月 1 日及び平成 27 年 1 月 1 日の個人住民税関係などについて改正を行うものでございます。

2 の改正の内容についてでございますが、まず（1）個人住民税関係のア、寄附金税額控除の見直しについてでございます。これは、地方公共団体に寄附、いわゆるふるさと寄附を行った場合は、所得税の寄附金控除と都道府県市町村民税の個人住民税の寄附金税額控除が行われることで寄附金額のうち 2,000 円を超える額について控除できる仕組みとなっております。平成 25 年分から国において復興特別所得税が課税されていることに伴いまして、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も、その税率分 2.1%が軽減されることとなります。このようなことから、平成 26 年度からの個人住民税における寄附金税額控除の特例分について、復興特別所得税の軽減分だけ縮減する見直しを行うものでございます。

改正後の取り扱いにつきましては、次の 32 ページをごらんいただきたいと存じます。

所得税の限界税率に 1.021 を乗じることで復興特別所得税の軽減分だけ特例分の軽減割合を圧縮するという改正をしたものでございます。具体の計算例につきましては、同資料 35 ページを御参照いただければと存じます。

恐れ入りますが、32 ページにお戻りいただきたいと思えます。

平成 22 年度から平成 25 年度までの本市の状況につきましては、32 ページ上段の本市のふるさと寄附金の適用状況の表のとおりとなっております。

次に、イ、住宅ローン控除の延長拡充についてでございます。これは、消費税率引き上げに伴う住宅取得の駆け込み需要とその反動による影響を平準化する観点から、所得税の住宅ローン控除の適用者について、個人住民税における住宅ローン控除対象期間を 4 年延長し、所得税の住宅ローン控除額可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除するものでございます。

なお、この措置により平成 27 年度以降の個人住民税減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

控除限度額についてでございますが、延長された期間のうち平成 26 年 1 月から同年 3 月までは現行と同じ所得税の課税総所得金額等の 5%でございまして、市民税は 5 万 8,500

円、県民税は 3 万 9,000 円が限度額となります。平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までにつきましては、所得税の課税総所得金額の 7%、市民税は 8 万 1,900 円、県民税では 5 万 4,600 円に拡充を行おうとするものでございます。

次の 33 ページをごらん願います。

本市における平成 22 年度から平成 25 年度までの住宅ローン控除の適用状況につきましては、上段の表のとおりとなっております。

次に、(2) 納税環境整備についてでございます。アの延滞金等の利率見直しにつきましては、国税による延滞税等の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率が引き下げられることから、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金等の利率を引き下げることとされたものでございます。

33 ページ中段の延滞金等の利率の表をごらん願います。この表に従いまして制度の説明をさせていただきます。

延滞金につきましては、納期限までに納付をしない場合に課されるものということで、その率は 14.6 ということになってございます。ただし、当初 1 カ月間につきましては、早期納付を促すという観点から低い利率、本則では 7.3%、ただし現在は公定歩合プラス 4% ということでございまして、4.3%という特例分の率が設けられているところでございます。このほか、徴収の猶予等に係るもの、納税者の方に支払う還付加算金につきましては、本則で言いますと 7.3%、特例で言いますと 4.3%という率になってございます。

改正後の特例でございますが、特例の対象範囲を本則 14.6%の部分まで拡大しつつ、特例基準割合として、表下の米印にも記載をさせていただいておりますが、国内銀行の貸出約定平均金利の年平均に 1%を加算した率ということといたしまして、表右側記載の率にそれぞれ引き下げられるものでございます。

次に、イの理由附記についてでございますが、地方税法に基づき本市が行う許認可等を拒否する処分である徴収猶予の不許可、あるいは差し押さえ処分などの不利益処分につきましては、多賀城市行政手続条例の規定に基づき、その理由を示すこととするものでございます。これは、従来、地方税法に基づく不利益処分等が行政手続法の適用除外とされていたところでありましたが、行政手続法の適用除外から外れたことによるものでございます。

最後に、34 ページ、(3) 条項の整理等についてでございますが、アの被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限延長の特例読みかえ規定の整理などについて、またイの地方税法等の改正による引用条項等のずれを整理したものでございます。

次に、資料 1 の 51 ページをお開きいただきます。

附則についてでございます。

第 1 条は施行期日であります。平成 26 年 1 月 1 日から施行することといたしておりますが、先ほど御説明申し上げました住宅ローン控除の延長拡充、地方税法等の改正に伴う引用条項の補正の一部につきましては、平成 27 年 1 月 1 日から施行することといたしております。

第2条は延滞金に関する経過措置についてであります。平成26年1月1日以後の期間に適用するものについて適用しまして、その前の期間につきましては従前の例によるものと規定をしております。

第3条は市民税に関する経過措置でございますが、第1項は、公益法人等に係る市民税の課税の特例について、平成26年度以後の年度分の個人市民税について適用し、平成25年度までの個人市民税につきましては従前の例によるものと規定をしております。

第2項は、相続人が被災居住用財産の敷地を譲渡した場合、譲渡所得の特例について平成25年1月1日以後に行う土地の譲渡について適用する規定をしております。

第3項は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例について平成27年度以後の年度分の個人市民税について適用して、平成26年度までの個人市民税につきましては、なお従前の例によるものと規定をしております。

なお、多賀城市税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表は説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

端的にお伺いします。この税制改正は、いわば寄附金控除を見直して、できるだけ控除できるような体制を組んでいくんだという、31ページの説明はそういう意味で捉えていいのか。それから、32ページの住宅ローンについては、消費税の関係から、26年4月以降、40万円まで上げていくんだという、いわば減税にしていくものであるという見方でよろしいのか。

それから、33ページの延滞金の納税環境整備の関係で、延滞金は特例基準割合プラス7.3%であるから、現在の14.6%より安くして……、延滞金のあれはぐっと下げるんだという意味だと思いますが、それが3項のところにあります9.3%になりますよという見方をすればよろしいのか。それについてお伺いします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいま3点の観点からの御質問がございましたが、いずれも議員お話しのと通りの趣旨で今回の改正と相なったということでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

資料の2の32ページのイなんですけれども、普通、所得税は所得税で減税措置というの

は完結されるようになっていきます。住民税は住民税の中で完結されるようになっていきます。ところが、今の説明は、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除できなかった額を今度は住民税で翌年の控除限度額の範囲で控除するんだということですね。だから、所得税と住民税にまたがって、こちらで控除できなかった分を今度地方税でやるというんですよ。私は、こんな複雑な税制にしないほうがいいんじゃないかと思うんだけど。非常に疑問ですね、こんなのは。だから、所得税は所得税でばんと減税すると、そんなふうにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。これが必要なだったら、所得税は所得税でもっと大きく減税をするというふうにするべきであって。例えば、申告するときに、大体私は税務署で申告するんですが、そういうのが複雑に絡んでくるわけでしょう。ちょっとこれは税体系としてはスマートじゃないなという感じがするんですが、どうですかね。

○議長（板橋恵一）

税務課長。

○税務課長（鈴木利秋）

ただいまのお話でございますけれども、確かに所得税の税額控除し切れなかった分を住民税のほうから控除するということにつきましては、国のほうの税制改正の審議の中でも相当審議された部分ではございます。この部分につきましては、現在の住宅ローンの控除も同じなのでございますが、地方税に税源移譲された時点で、これまで所得税で引いていた分、それが引き切れなくなった分を地方税のほうから引いてくれというお話でございます。その移譲分についての税源控除を限度額としてございます。この部分につきましては、全額国費のほうで、地方特例交付金のほうであとは補填をするということになってございます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

先ほどの竹谷議員の寄附金控除の説明の中で、このたびの寄附金控除の見直しについて、私、誤った回答をしてしまいましたので訂正をさせていただきます。

今回の寄附金税額控除の見直しにつきましては、説明でも申し上げましたとおり、所得税において復興特別所得税が適用されましたことから、所得税を課税標準とする復興特別所得税分について2.1%軽減されるということ、そういったことで寄附金控除について、その特例分について、復興特別所得税の軽減分だけ縮減する見直しを行うということでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 47 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 18、議案第 47 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 47 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方税法の改正に伴い、東日本大震災により被災した居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 47 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

初めに、本条例の改正の趣旨について御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について改正されたことにより、多賀城市国民健康保険税条例においても所要の改正を行うものでございます。

ここで、資料 2 の 46 ページをお願いいたします。

議案第 47 号関係資料、多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表に

より御説明申し上げます。

附則第 15 項の見出し中、「延長」を「延長等」に、同項中、「附則第 44 条の 2 第 3 項」を「附則第 44 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 36 条」を「第 35 条第 1 項」に改めるものでございます。

なお、本条例改正の内容につきましては、ただいま御承認をいただきました議案第 46 号市税条例附則第 28 条の 2 の改正内容、ここで資料の 2 の 34 ページをちょっとお開きいただきたいと思います、(3) アの内容、先ほど市民経済部長が説明した内容と全く同様でございますので、内容の説明を省略させていただきます。

ここで、資料 1 の 54 ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

適用区分でございますが、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例附則第 15 項の規定は、平成 26 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 48 号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 19、議案第 48 号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 48 号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは地方税法の改正に合わせて延滞金の利率の見直しを行うため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(鈴木健太郎)

それでは、議案第 48 号 多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

ここで、資料 2 の 47 ページをお願いいたします。

多賀城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明申し上げます。

附則第 4 項は、延滞金の割合の特例について規定しておりますが、特例基準割合の定義を変更し、納税環境の整備を図るものでございます。

なお、内容につきましては、ただいま御承認をいただきました議案第 46 号、市税条例附則第 1 条の 2、ここで 33 ページをもう一度お開きいただきたいと思っております。(2) アと同様であるため、先ほど市民経済部長が御説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

ここで、資料 1 の 56 ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日でございますが、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

適用区分でございますが、この条例による改正後の多賀城市後期高齢者医療に関する条例附則第 4 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(板橋恵一)

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 49 号 多賀城市子ども・子育て会議条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 20、議案第 49 号 多賀城市子ども・子育て会議条例についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 49 号 多賀城市子ども・子育て会議条例についてであります。これは子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議を設置するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、初めに資料に基づいて御説明をいたしますので、資料 2 の 48 ページをお開き願ひます。

議案第 49 号関係資料により御説明申し上げます。

まず、この条例の制定趣旨についてでございますが、平成 24 年 8 月 22 日に子ども・子育て支援法が公布されました。この法律の趣旨につきましては、今月 4 日に開催いたしました全員協議会において説明させていただいたとおりでございますが、同法第 61 条第 1 項の規定により、市町村は 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める

こととされました。この事業計画を策定するに当たりましては、保護者の皆様からの意見の聴取が義務づけられておりますことから、その手法の一つとして、多賀城市子ども・子育て会議からの答申を考えております。このことから、本条例を提案させていただいたものでございます。

なお、子ども・子育て会議につきましては、本年8月に第1回目の開催を考えておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、条例の内容について、条文の並びに沿って御説明させていただきます。

第1条は、子育て会議の設置について定めるものでございます。冒頭、市長の説明にもありましたとおり、子育て会議は子ども・子育て支援法第77条第1項に基づいて設置するものであり、その所掌事務は資料に記載いたしました5項目となります。

3項目めの「多賀城市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること」が、先ほど申し上げました内容となります。

4項目めをごらんください。「本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議すること」の所掌事務につきましては、子どもに関する施策に関し、必要があれば、さまざまな内容について調査審議していただくことができるという内容でございます。現時点では、多賀城市次世代育成支援行動計画、いわゆる「たがじょうすくっぴープラン」でございますが、これの次期計画の策定についても答申をいただきたいと考えておりますが、それ以外につきましても、子どもに関する施策であれば幅広く運用していきたいと考えてございます。

次のページをごらんください。

第2条は、子ども・子育て会議の組織について定めるものでございます。構成は20名以内で構成し、任期は2年とするものでございます。人選につきましては、国の子ども・子育て会議の任命基準を参考に、イに記載のとおり定めておりますが、具体的な人選につきましては今後十分に検討して委嘱してまいりたいと考えております。

第3条から第6条までにつきましては、子育て会議の体制や議事進行等について定めたものでございます。

ここで、議案書61ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

この条例は、多賀城市のこれからの子供に関するもろもろの意見を聴取しながら答申をしていただくという会議であろうと理解をしております。

1つは、通常は審議委員会とかそういう名称が使われるんですけども、子ども会議という

ふうに命名をしたのは何か理由があるのか。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

当然、条例設置ということになりますので、これまでの例からいきますと審議会というふうな名称がオーソドックスなのでございますが、今回、国や宮城県におかれましても子ども会議という名称で設置をしたい、仙台市もこのような形で考えているという情報等もありまして、余りかた苦しく何々審議会というふうなことを今回は用いませんで、子ども会議と、そういう名称を用いたということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

この会議の出席者に対する費用弁償は、どういうふうに考えておりますか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

通常どおりの費用弁償を考えています。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

通常どおりというのは、どの項目に合わせて通常どおりと言うのか。審議委員であれば通常どおりでいいでしょうけれども、そうでない、会議ということですから、どの項目に当てはめていこうとしているのか、その辺について、もしあれば教えてください。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは補正予算でも御説明申し上げるような形になりますが、詳細についてはこども福祉課長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

こども福祉課長。

○こども福祉課長（但木正敏）

条例で規定します委員報酬ということで、1日当たり7,800円の報酬ということで支給する予定でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それは費用弁償条例を活用していくんでしょうけれども、どこの項目に当てはめていこうとしているのか。審議会委員の項目に当てはめるのであれば、そこを説明しないと費用弁償が発生してこないのではないか。どの条例に基づいて出す予定ですか。

○議長（板橋恵一）

こども福祉課長。

○こども福祉課長（但木正敏）

詳細の資料を手元に持ってきておりませんでしたので……。

○議長（板橋恵一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（竹谷敏和）

各審議会の委員の方々につきましては、非常勤の特別職という位置づけになりますので、非常勤その他の委員の方々の条例が既に制定されております。その中の、今回の会議の委員の方々につきましては、条例上、項目立てがございまして、それぞれ金額が明示されておりますけれども、別表の規定がございまして、その別表の規定に当てはまらない、それ以外の委員の方々、審議会の委員の方々の規定が7,800円ということで既に規定がございまして、それを適用させていただいて、今回の会議の委員に関しましては7,800円を適用させていただくというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうしますと、その他の委員ということで条例上、合わせていくということですね。それでいいのであれば、それだけ確認しておきたいと思います。補正予算でやりますから。

○議長（板橋恵一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（竹谷敏和）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。2番戸津川晴美議員。

○2番（戸津川晴美議員）

条例の内容のところの(1)の「子育て会議の設置について定めるもの」というところのボチの1つ目と2つ目のところに「利用定員の設定に関して意見を述べる」という言葉が2回ほど出てくるんですけども、この会議というのは利用定員の設定についてのみ意見を述べることができるというふうにも解釈できるのですが。私の疑問は、家庭的保育とか小規模保育とか居宅訪問型保育など、さまざまな保育内容が新しく施策として出てまいりましてけれども、その保育の条件といいますか、このようなものを家庭保育とするというような大きな基準はもちろん国のほうで示すと思うんですけども、その基準に準じた形でやら

れるとは思いますが、その基準が多賀城市のこの子育ての事業として適切なのかどうかというようなことは、この会議の議論にはならないというふうにこれでは感じられませんが、そういうことはこの会議の議題にはならないのでしょうか。「利用定員の」という言葉がちょっと目立って、利用定員についてのみ言えるのかなという感じがしたんですけれども。教えてください。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

利用定員というよりは大きくりの関係で、これからニーズ調査、いわゆるアンケート調査をしてまいります。例えば待機児童を減らすためにどれだけの施設整備をやっていったらいいのかということとか、当然そういったことについてはこの会議の目的としてきちり議論していただきたいと思っておりますが、3番目の、これでいうと2番目のポツになりますかね、例えば小規模保育というものは6人以上19人未満の施設ということで、もうある一定の定義は決まっていますが、そういった小規模の保育施設もどの程度準備をすることが必要なのかということ、そういったことも含めて幅広く御意見を頂戴したいと考えております。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

6人から19人、いわゆる定員の部分では大枠は決まっているということですが、私が心配するのは、6人から19人のお子さんを預かる施設の中の保母、保育者の数などについて、ただ広さとか保育者の数とか、そういうことに関しても十分意見を述べていけるような会議にぜひしてほしいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

1番柳原清議員。

○1番（柳原 清議員）

資料2の48ページの条例の内容なんですけれども、下のほう、調査審議するという中身には、多賀城市の保育の待機児童をどのように解消していくのかという具体的な施策ですとか、多賀城市のどの地域に何人ぐらい待機児童がいるので、どこそこには保育所を建設したほうがいいとか、そういう具体的なことまでこの審議会では審議して、内容に入ってくるということでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

市民の方の代表ということを考えれば、あらゆる角度から御意見を頂戴したいと考えております。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

もう一点です。例えば、今公立の保育所を民間委託するというような話が出た場合、そういうのも可否はこういう審議会の審議内容に、ここに入ってくるというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

今後の計画の立て方というふうになりますが、公立保育所を今後どうしていくかというのは、例えば私立幼稚園や、私立の保育所もそうですが、今後の運営の考え方というのが設置者の考え方が一番大きく左右されますので、多賀城市としてはこれくらいの需要に対して供給量がこれくらい必要だということを情報発信しながら、いろいろな形で待機児童の解消に向けて、施設の誘致といいますか、施設の整備といいますか、そういったものを図っていく必要性がありますので、柔軟に考えていきたいと考えています。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

この中には障害児保育も当然含まれると考えていいのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

障害児保育ということについては、太陽の家のありようについて今検討を加えているところでございます。もちろん、庁内でもプロジェクトを立ち上げて議論をしている最中ですので、障害児保育についても、方向性については今後また御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 50 号 多賀城市幼児教育審議会条例を廃止する条例について

○議長(板橋恵一)

日程第 21、議案第 50 号 多賀城市幼児教育審議会条例を廃止する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 50 号 多賀城市幼児教育審議会条例を廃止する条例についてであります。これは多賀城市幼児教育審議会について、その設置の必要性がなくなったことから、同審議会を廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては副教育長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

それでは、私のほうから内容について御説明申し上げます。

資料の 64 ページをごらんいただきたいと思います。

多賀城市幼児教育審議会条例を廃止する条例。多賀城市幼児教育審議会条例は廃止する。附則ですが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

今回この条例を廃止したいというものでございますけれども、それに至る経過等につきまして資料に基づきまして御説明いたしますので、資料 2 の 50 ページ、51 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 50 号関係資料。多賀城市幼児教育審議会条例の廃止についてでございます。

1 に記載しておりますけれども、多賀城市幼児教育審議会、こちらの第 1 条で目的を定めておりますけれども、教育委員会の諮問に応じ幼児教育振興計画の策定及び実施に関する重要事項について調査審議するため、多賀城市幼児教育審議会を置くこととされていたものでございます。

これまでの審議会の開催状況でございますが、昭和 56 年 3 月から平成 4 年 3 月まで合計

で14回開催されております。これまでの経過でございますけれども、当初は、会議の状況についてでございますが、幼児教育施設の拡充、適正配置、市からの補助金の充実などについて審議されていたという経過がございました。しかし、その後、市からの補助金、いわゆる幼稚園就園奨励費補助金等の支給状況の報告が行われることが中心となり、平成4年3月に会議が開催された後は本日に至るまで会議は開催されておりました。

この間、この審議会のあり方についてどのような対応がとられてきたかということでございますけれども、(2)になりますけれども、平成元年度に県の指導調査が当時行われております。その中では、市内の幼稚園は私立幼稚園だけであり、審議会の主たる議題が市からの助成報告等に関してであるならば、あえて諮問機関として設けておく必要性がないのではないかと御指摘がまず1つございました。それから、保育所も含めて幼児教育の審議を行うというのは教育行政になじまないものなのではないかということで、教育委員会の諮問機関としてどうなのかと、そのような指摘を受けた経過等がございました。

それによりまして、審議会の今後について検討を行った経過等もございまして、こちら(3)のほうに記載しておりますとおり、将来、新たな施設の増設ですとか幼児教育振興計画の策定などがあった場合に諮問機関として必要になることが想定されたために、条例はそのままの形で残していたという経過がございまして。

次に、右側の51ページのほうでございますけれども、条例を廃止することに伴いまして今後の幼児教育に対してのかかわりということになりますけれども、(1)(2)のほうに国の動きを記載しておりますけれども、(2)のほうにございまして、国では平成20年に教育振興基本計画を定めて、今後10年間ということで、現在10年間の途中ということで見直しが進められている状況でございますけれども、今後の幼児教育施策については国の教育振興基本計画に基づいて推進が図られる予定になってございます。

それから、(3)に記載しておりますとおり、(1)(2)の国の動き等を勘案しまして、本市におきましての幼児教育の振興に関してということでございまして、本年度、多賀城市の教育振興基本計画を策定する予定で現在準備を行っておりますけれども、幼児教育のみを対象とした計画の策定等は行わずに、本年度策定する多賀城市の教育振興基本計画の中に幼児教育の振興部分も入れるような形でこの策定会議の中で検討していきたいと考えてございます。そのような理由から、今回、幼児教育審議会条例を廃止したいというものでございます。

以上、廃止に至る経過等について御説明申し上げます。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

いろいろ過去の経過も説明ありましたけれども、すばり言って、さきの議案の議案第49号

にあります多賀城子ども・子育て会議が設置されることによって、この審議会の条例は要らなくなったというのが本音じゃないでしょうか。本音を教えてください。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

49号の議案との関連が全くないということではございませんけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、国の教育振興基本計画、それから市のほうの教育振興基本計画の中で、条例の目的であった幼児教育振興の部分について、市のほうの振興計画の中に入れるような形で今後議論していくというところで今回廃止したいというものでございます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

私なぜそれを聞いたかということ、私も幼児教育審議委員のメンバーに当時なったことあるんです。そのときは、私立幼稚園の設置にかかわるものがほとんどだったんです。認めるか認めないかの議論が多くやられました。私は、この幼児教育審議会はほとんどそういうものをやってきたと思っているんです。今回、さっき言った子ども・子育て会議ができれば、おのずとこの役割は終わったというふうに私は議案配付のときに見て、あの説明会も聞いて、ああ、そういう現状に合わせたものに切りかえた、それが本音だろうというぐあいに私は思っていたんです。副教育長はそうではないと言いかたをしますけれども、本音はそこじゃないですか。国の子育て政策が変わってきた、そういうものに基づいて地方のこういう審議会なんかも重複しないようにしていこう、その廃止条例だというふうに私は理解しているんですけれども、本音はそこじゃないですか。私は本音をきちんとしたほうがいいと思います。これ、また二重行政になってしまいますよ。子育てでこども園だなんだかやっていくときに、教育基本方針で今度それまでやっていく。教育基本方針に基づいて幼児教育をやっていくとなってくると、子育て会議に対しては、いわば意見封鎖をしようような格好になる。だから私は、幼児教育を含めて子育てはこの新しくつくった会議で進めていくんだと、多賀城市は、そういう基本政策の中に切りかえたんだという私は理解をしています。そうじゃないんですか。そういう理屈を言わなくてもいい。私はそうだと思うんです。そこをきちっと言ったほうがかえってよろしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。再度答弁願います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

今回条例の廃止につきましては先ほど御説明したとおりでございますけれども、ただ子ども・子育て会議との関連がないということでは決してございませんで、国のほうの計画の中

で、例えば幼児教育の質の向上ですとか、幼児教育と保育の総合的提供ですとか、幼児教育に係る教育費の負担の軽減ですとか、さまざまな項目がございますけれども、それは子ども・子育て会議とのかかわりの中で議論されていく部分もあるのかなというふうには思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

これ以上言ってもしょうがないけれどもね。私は、役割は終わったんだとはっきり言っていると思うんです。なぜかという、この任命基準に学校長も入っているんです。小学校長、中学校長、それから幼稚園関係者も入っているんです。審議会のメンバーと一緒にじゃないですか、ある程度。私は、国の政策、子育て政策の国の変更と、多賀城市としても子育てについては一元化を図っていくんだと。保育所と幼稚園と2つのものを一元化して、先ほど設置した会議でよりよい幼児教育にしていくんだというのが本音じゃないですか。私はそう思っているんです。私の理解が間違いであれば、間違いとはっきり言ってください。間違いでないのであれば、そういうことも考えられるのであれば、そういう答弁をしてください。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

私のほうから、実は地方教育行政の組織及び運営に関する法律についてちょっとだけ御説明をさせていただきます。

昨年子ども・子育ての法律、いわゆる新3法ができたときに、実は地方教育行政の法律の中で教育委員会の職務権限というのが第23条に、こういうことは教育委員会がやるんだよということできちんと掲載されています。24条には、市長、いわゆる長が、職務権限としてやるべき業務というのがきちんと明確にうたわれております。その中に実は、子育て3法ができたときに、あわせまして幼保連携型認定こども園に関することというもの、これが1項目追加されてございます。したがって、今後、幼稚園であるとか、今現在も幼稚園は文科省の管轄、それから保育所については厚労省の管轄ということになっていきますが、それを合わせた幼保連携型は市長部局のほうで検討することとされました。

それから、もう一つ、24条の第3項に私立学校に関すること、これもいわゆる長の職務権限として記載がされております。したがって、今後は、今竹谷議員がおっしゃいましたように、これまでの二重行政を一本化して、それで子育てというものを統一してやっていきたいと思います、そういう方向性の考えから今やっていることだろうというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 51 号 多賀城市道路占用料等条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 22、議案第 51 号 多賀城市道路占用料等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 51 号 多賀城市道路占用料等条例の一部を改正する条例についてであります。これは道路法施行令の改正に伴い、当該施行令の引用条文について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、多賀城市道路占用料等条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

同じ資料の 66 ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、条例の改正に至った背景について若干説明させていただきます。

昨年（平成 24 年）12 月 12 日に道路法施行令の一部が改正されました。この中で、占用許可対象物件として新たに太陽光発電設備、風力発電設備及び津波避難施設が追加されました。このことにつきましては、近年における再生可能エネルギーへの関心の高まりから太陽

光発電設備や風力発電設備を道路ののり面や道路上、歩道上にあるアーケードの上などに、つまりこれは道路区域になりますが、道路区域への設置の声が全国的にあったということと、東日本大震災における津波被害を踏まえ、地形や土地利用の制約のある自治体の道路区域内に津波避難施設の設置を検討する自治体もあるというような背景によって、今般国において、車道以外、車道の上空には建てられないということは原則なんです、車道以外の歩道、あるいは道路ではない道路区域、つまり道路の残置とかですね、そういうところに占用許可対象物件としてこれらの設備、施設を設定したということでございます。

しかしながら、本市の現在の道路状況、すなわち歩道、あるいは橋梁、さらに道路の擁壁などが何力所かございますが、その現状を検証いたしました、多賀城市のほうでは。その結果、市道の道路区域内にこれらの設備を設置することは極めて困難、できないというふうに判断させていただきました。このことから、今回の道路法施行令の改正に伴う多賀城市の道路占用料等条例の一部改正につきましては、これらの設備、施設を占用許可対象物件としては追加せずに、国のほうの追加に伴う必要な号ずれのみの改正という形で行うものでございます。

ここで、資料2の52ページをお開きください。

条例の改正内容について説明させていただきます。

新旧対照表を掲載してございます。右側の旧の部分ですが、旧のアンダーラインの部分ですが、ここに道路法施行令第7条第2号に太陽光発電設備及び風力発電設備、さらに同条第3号に津波避難施設が追加されたものでございますが、これらはうちのほうでは追加をせずに、それに伴う号ずれのみを行うものですから、左側の新のほうを見ていただきたいのですが、4号、今まで2号だったものが今度は4号、さらに5号ということで、2号ずつずれていくという形で繰り下げを行っているものでございます。道路占用料等条例第2条に係る別表について、それぞれ所要の整理を行ったというものでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、この条例の施行につきましては、公布の日からの施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

今の説明だと、風力とか太陽光とかを対象にしないということなんです、今からどういう土地の利用計画ができて、民間の人たちがどういうふうに考えるかわかりませんが、風力はちょっと現実的でないとしても、太陽光ぐらいはどこにできそうな気がするんですけども、そういう検討はいいんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まず、道路区域としているいわゆる道路残置、道路になっているんですが、実際は歩道とか車道以外の、そこに接続している不整形の土地とか何ほかありますが、それについては、まず規模からいっても無理だろうと考えています。実際に現実的につけるとすれば、例えば橋梁の側面とか、あるいは道路の擁壁、高低差がある擁壁、ここについてはつけられるということはあるんですが、ただ橋梁及び擁壁の構造に非常に支障があるおそれがありますので、そこに付けるということは、今後のメンテナンス等を考えると、非常に多賀城市にとってはリスクが大きいので、そういう設置の仕方は、また設置できる場所も非常に限られているんですが、そういう構造的なリスクを考えて、多賀城市内の市道の区域には設置はできないものと判断させていただきました。したがって、今回は追加しないということでございます。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 52 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計資本剰余金の処分について

○議長（板橋恵一）

日程第 23、議案第 52 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 52 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計資本剰余金の処分についてであります

が、これは資産の撤去により発生する損失を埋めるために資本剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、詳細につきましては水道事業管理者に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、議案第52号 平成25年度多賀城市水道事業会計資本剰余金の処分について御説明申し上げます。

これは、工事負担金をもって、または受贈財産として取得した資産が滅失し、または撤去し、もしくは廃棄した場合などにおいて損失を生じたときは、従前の地方公営企業法及び同施行令の規定では、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができるとされておりました。この法規定が平成24年4月改正の地方公営企業会計制度見直しに係る資本制度の改正によりまして、資本剰余金の処分につきましては、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないこととなりました。このことから、排水管整備事業などにより工事負担金及び受贈財産として取得しました資産のうち、耐用年数が経過し老朽化した資産を撤去及び廃棄することに伴う損失について、議会の議決を経て当該資本剰余金を取り崩して埋めるものでございます。

それでは、議案関係資料2の53ページをお願いいたします。

配水管整備事業などに伴う固定資産の除却の予定一覧表でございます。表に記載のとおり、多賀城市山王字西町浦地内ほか12件で、工事負担金により取得した額1,348万7,000円、受贈財産評価額として取得した額1,838万4,000円であり、現在の帳簿価格により処分できる資本剰余金の上限を合計3,187万1,000円と定めまして提案するものでございます。

なお、除却する既設老配水管などの名称、口径、数量につきましては、表の記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

議案として上程するときに、普通は地方自治法第何条に基づきとか、地方公営企業法第何条何項に基づきとか、そういうふうなことが普通は記入されるんだと思うんですが、この場合はなくてもいいんですか。さっきちょっと説明あったんですけども、私も地方公営企業制度、幾らか勉強したつもりなんです。何でこれが議案になるんだったかなと思って、さっきから考えていたわけ。やっぱり法的な根拠はきちんとこういうときには書くべきではない

のかなと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

先ほどもちょっと説明したわけですが、今までの法の規定では、これは任意でございました。できるということで。ただ、今回、平成 24 年の 4 月の法改正によりまして、これを処分する際には条例もしくは議会の議決を経てということで、地方公営企業法の第 32 条の 2 に、今回は毎事業年度生じた利益の処分は前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないというような条文が今回新たに法規制の中で定められたということで、この文言につきましては全国統一のあれでこういうふうな議案の上程をなささいということで国のほうから来ているということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

いや、ただ普通……、上から来ているからそれでいいんだって言われるとあれだけれども、普通は地方自治法の第何条何項に基づくとかって書くんじゃないですか。だから、ちょっと私はおかしいと思うだけだけれども。どういうときに根拠法令を書いて、どういう場合には要らないという、議案をつくるときに、そういう基準ってあるんですか。そういう基準もなく、あるときには根拠法令を書く、あるときは書かなくてもいいというのでは、ちょっとこれは役所の仕事としてはどうもおかしいのではないかという気がするんですけども。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

先ほど冒頭に市長の提案理由の説明の中で、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定に基づき……（「それはいいの」の声あり）それで、条文の出し方だと思うんですけども、今回、企業会計法が変わったということで、69 ページにございますこういう表現でやりなさいという指導があるということだけは御理解願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

私は説明で中身はわかっているんです。地方公営企業法の第 32 条の 2 に基づいてこういうふうにしたというんでしょう。だから、普通はそれに基づき提案するというふうを書くんじゃないのかと言っているんです、私は、普通は。だから、それが書かなければならない場合と書かなくてもいい場合があるんだったら、どういう場合ですかと。わからなかったらわからないでしょうがないだけだけれども。そういうのが私はうんと気になるんだな。なし崩し

的に、あるときは書いて、あるときは書かないというのは、私はうんと気になるんです、そういうのは。何か決め事があるんじゃないですか。それがあったら教えてくださいということですが。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

ちょっとそこまでの法的なものについては私も承知していないわけですが、もし総務部長、あれば。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

議員御指摘のとおり、一般的な形からすれば根拠法令条文に基づいて議決を求めるといふようなスタイルが一般的だと思います。なぜこの議案だけがこういう形でひな形が示されているかにつきましては、もうちょっと我々のほうでも研究をしてみたいと思います。議員御指摘のとおり、やはり根拠条文を示して議決をいただくということが一般的だろうと思っております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

それはわかったら教えていただきたいと思います。

それから、資料の2の53ページなんですけど、これは当初予算で配水管整備事業かなんかでやる場所になっていたところの、いわゆる既設管の除却をすることになったということなんですけど、いいんですか。何でこれが除却することになったかということなんですけど。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、まず工事負担金のことから説明申し上げますけれども、工事負担金というのは、例えば一般会計負担金、それから当然県事業負担金とかもございまして。それから、新たに消火栓を直す場合も一般会計負担金。これらが工事負担金という概念になります。それから、受贈財産でございまして、これは開発行為、それから土地区画整理組合等の事業なんかで寄附採納いただいた資産でございまして。これらが平成25年度で予定をしております配水管整備事業等で過去に取得した、例えば配水管とかそういうやつを新しい管に入れかえるという原因で今回処分するという内容でございまして。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 53 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 議案第 54 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 議案第 55 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 24、議案第 53 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 26、議案第 55 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 3 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 53 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出にそれぞれ 12 億 3,277 万 4,000 円を追加し、総額 267 億 9,652 万 3,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、被災者住宅再建補助事業の増額補正並びに被災者特別健診事業の追加補正であります。

歳入の主なものは、減額課税等に係る固定資産税及び都市計画税の減額補正、その補填財源としての震災復興特別交付税の増額補正並びに被災者住宅再建補助事業に対する東日本大震災復興基金繰入金の増額補正であります。

また、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る債務負担行為の追加並びに業務支援システム借り上げ料の債務負担行為の変更を行うものであります。

次に、議案第 54 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出にそれぞれ 10 億 1,523 万 7,000 円を追加し、総額 75 億 8,323 万 7,000 円とするものであります。

歳出につきましては、特定被災地方公共団体補償金免除繰上償還制度の対象となる地方債残高の繰上償還に係る増額補正並びに当該償還及び借換債の活用により軽減される利息支払いに係る減額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、特定被災地方公共団体借換債の追加補正並びにその補正に伴う一般会計繰入金の減額補正であります。

最後に、議案第 55 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）でありませんが、収入につきましては企業債の借換債の増額補正を行うものであります。支出の主なものは、原水及び浄水費の減額補正並びに企業債償還金の増額補正であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本案 3 件については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 3 件については、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 6 月 13 日は休会といたします。

明後日 6 月 14 日は、補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦勞さんでございました。

午後 3 時 16 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 6 月 12 日

議長 板橋 恵一

署名議員 竹谷 英昭

同 柳原 清